彦根市屋外広告物ガイドライン

彦根市
Hikone

目　次

はじめに …… P1

第１章　屋外広告物について …… P2

　１ 屋外広告物とは …… P2

　２ 主な屋外広告物 …… P2

第２章　制限等の内容について …… P3～15

　１ 禁止広告物等 …… P3

　２ 禁止物件 …… P3

　３ 屋外広告物の表示または掲出可否について【簡易判定表】 …… P3

　４ 地域の区分 …… P4

　５ 適用除外広告物 …… P5

　６ 許可の基準（一般基準、地域および分類ごとの基準） …… P6～13

　７ 色彩基準 …… P14

　８ 屋上広告物とは …… P15

　９ 電光表示板・可変式照明付き広告物とは …… P15

　10 優良意匠屋外広告物 …… P15

第３章　申請手続きの進め方 …… P16～17

　１ 手続きのフロー …… P16

　２ 許可申請に伴う手数料 …… P17

第４章　その他関連事項 …… P18～19

　１ 管理義務・除却義務 …… P18

　２ 違反広告物に対する措置および罰則 …… P18

　３ 管理者 …… P18

　４ 屋外広告業の登録 …… P18

　５ 関係法令等 …… P19

　６ 経過措置 …… P19

はじめに

屋外広告物は、店舗、商品、サービスや商業活動などのにぎわいとともに、身近な情報伝達手段として広く利用されており、私たちの日常生活における情報源としても大切な役割を担っています。

この様な中、屋外広告物が、まち中でより目立たせようとして大きな規模、または派手な色彩で無秩序・無制限に設置されると、美しいまちなみや自然景観が簡単に壊れるおそれがあります。

本市では、平成18年（2006）3月に景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観行政団体となり、平成19年（2007）6月に自然と人々の営み、まちの歴史・文化など地域の景観的特性を踏まえた地域設定を基本に彦根市景観計画を策定しています。

平成27年（2015）７月に施行した彦根市屋外広告物条例では、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止とともに、地域における自然的、歴史的、文化的な個性ある美しい景観に寄与する良好な屋外広告物の形成が図れるよう一定のルールを定めています。

このガイドラインは、本条例の屋外広告物制度について、規制内容等の基本事項を説明したものです。

彦根市景観計画における景観形成テーマにあります「城と湖と緑のまち・美しい彦根の創造」に向け、市民の共有資産である景観を保全・育成または創造し次世代へ引き継いでいくため、屋外広告物に対しましても、みなさまのご協力をよろしくお願いします。

なお、詳細な規制内容等につきましては、問合せ先までご相談ください。